

奈良市公報

号外第9号

平成25年 3月25日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例

- 奈良市食品衛生検査施設に関する基準を定める条例… 1
- 奈良市の診療所における専属の薬剤師の設置基準を定める条例… 1
- 奈良市風致地区条例… 1
- 奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例… 7
- 奈良市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例… 8
- 奈良市営住宅条例の一部を改正する条例… 13
- 奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例… 14
- 奈良市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例… 14
- 奈良市営住宅等整備基準条例… 15
- 奈良市都市公園条例の一部を改正する条例… 16
- 奈良市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例… 17
- 奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例… 21
- 奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例… 22
- 奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例… 22
- 奈良市実費弁償条例の一部を改正する条例… 22

規 則

- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則… 22
- 奈良市温泉施設条例施行規則の一部を改正する規則… 23
- 奈良市会計規則の一部を改正する規則… 23
- 奈良市公営住宅入居者選考委員会規則を廃止する規則… 23
- 奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則… 23
- 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則… 24

条 例

奈良市食品衛生検査施設に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第64号

奈良市食品衛生検査施設に関する基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第8条第1項の規定に基づき、食品衛生検査施

設の設備及び職員の配置の基準を定めるものとする。

(設備の基準)

第2条 食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

(職員の配置の基準)

第3条 食品衛生検査施設には、検査又は試験のために必要な職員を置くものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年12月26日揭示済)

奈良市の診療所における専属の薬剤師の設置基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第65号

奈良市の診療所における専属の薬剤師の設置基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法(昭和23年法律第205号)第18条の規定に基づき、診療所における専属の薬剤師の設置基準について定めるものとする。

(専属薬剤師の設置基準)

第2条 医師が常時3人以上勤務する診療所にあつては、専属の薬剤師を置くこととする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年12月26日揭示済)

奈良市風致地区条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第66号

奈良市風致地区条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条第1項の規定に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制

に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可を要する行為)

第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合においても、また、同様とする。

(1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転

(2) 建築物等の色彩の変更

(3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）

(4) 水面の埋立て又は干拓

(5) 木竹の伐採

(6) 土石の類の採取

(7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。

(1) 都市計画事業の施行として行う行為

(2) 国若しくは地方公共団体又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為

(3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(4) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、改築、増築又は移転

ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物

イ 祭礼その他これに類する慣例的な行事のため一時的に設ける工作物

ウ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの

エ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台

オ アからエまでに掲げる工作物以外の工作物で新築、改築、増築又は移転に係る部分の地盤面からの高さが1.5メートル以下であるもの

(5) 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

(6) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える法を生じる切土又は盛土を伴わないもの

(7) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓

(8) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

エ 仮植した木竹の伐採

オ この項又は次条に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

(9) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第6号の土地の形質の変更と同程度のもの

(10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(イ) 建築物の新築、改築、増築又は移転

(イ) 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）その他これらに類する工作物以外のものの新築、改築、増築又は移転

(ウ) 建築物等の色彩の変更で第5号に該当しないもの

(エ) 高さが1.5メートルを超える法を生じる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更

(オ) 高さが5メートルを超える木竹の伐採

(カ) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が(イ)の土地の形質の変更と同程度のもの

(キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5メートルを超えるもの

ウ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(イ) 建築物の新築、改築、増築又は移転

(イ) 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置

(ウ) 宅地の造成又は土地の開墾

(エ) 水面の埋立て又は干拓

(オ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）

3 国、奈良県若しくは本市の機関又はこれらが設立した団体（以下この項において「国の機関等」という。）が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。協議した事項を変更しようとする場合においても、また、同様とする。

(適用除外)

第3条 次に掲げる行為については、前条第1項の許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）による高速自動車国道若しくは自動車専用道路の新築、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（道路法による高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）とを連絡する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為
- (3) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- (4) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第1号、第2号イ及び第3号（水資源開発施設に係る部分に限る。）に規定する業務並びに同法附則第4条第1項に規定する業務（附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）
- (6) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
- (7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (9) 森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (10) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 森林法第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (12) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (13) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (14) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）

- 又は管理に係る行為
- (15) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応じるのもの用に供する施設の建設（鉄道事業にあっては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
 - (16) 航空法（昭和27年法律第231号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー又は通信設備の設置又は管理に係る行為
 - (17) 気象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
 - (18) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路（その支持物を含む。以下同じ。）又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
 - (19) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
 - (20) 放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
 - (21) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
 - (22) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
 - (23) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
 - (24) 道路交通法（昭和35年法律第105号）による信号機の設置又は管理に係る行為
 - (25) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
 - (26) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第5条による歴史的風土保存計画に基づく事業の執行に係る行為
 - (27) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第4条による保全区域整備計画に基づく

事業の執行に係る行為

(28) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為

(29) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業又は奈良県立自然公園条例（昭和41年12月奈良県条例第23号）による公園事業の執行に係る行為

(30) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為
(風致地区の種別)

第4条 風致地区の種別は、第一種風致地区、第二種風致地区、第三種風致地区、第四種風致地区及び第五種風致地区とし、その区域は、奈良市景観審議会の意見を聴いて、別に市長が定める。

2 市長は、前項の区域を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、風致地区の種別の変更について準用する。

(許可の基準)

第5条 市長は、次に定める基準に適合する行為については、第2条第1項の許可をするものとする。

(1) 建築物等の新築については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築物（仮設の建築物及び地下に設ける建築物を除く。）

(ア) 当該建築物の高さが、別表（あ）欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表の（い）欄に掲げる限度以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。

(イ) 当該建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が、別表（あ）欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表の（う）欄に掲げる限度以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(ウ) 当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、別表（あ）欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては同表の（え）欄に掲げる限度、その他の部分にあっては同表の（お）欄に掲げる限度以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(エ) 当該建築物の敷地面積に対する植栽面積（規則で定めるところにより算定した植栽の面積をいう。）の割合が、別表（あ）欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表の（か）欄に掲げる限度以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(オ) 当該建築物の位置、形態及び意匠が、新築の行

われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 工作物（仮設の工作物及び地下に設ける工作物を除く。）

当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ウ 仮設の建築物等

(ア) 当該建築物等の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 当該建築物等の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

エ 地下に設ける建築物等

当該建築物等の位置及び規模が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(2) 建築物等の改築については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築物

(ア) 改築後の建築物の高さが、改築前の建築物の高さを超えないこと。

(イ) 改築後の建築物の位置、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 工作物

改築後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(3) 建築物等の増築については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築物（仮設の建築物及び地下に設ける建築物を除く。）

(ア) 当該増築部分の建築物の地盤面からの高さが、別表（あ）欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表の（い）欄に掲げる限度以下であること。ただし、当該増築後の建築物の位置、規模、形態及び意匠が増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。

(イ) 増築後の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が、別表（あ）欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表の（う）欄に掲げる限度以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(ウ) 当該増築部分の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、別表（あ）欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては同表の（え）欄に掲げる限度、その他の

部分にあっては同表の(お)欄に掲げる限度以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(エ) 増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 工作物(仮設の工作物及び地下に設ける工作物を除く。)

増築後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ウ 仮設の建築物等

(ア) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 増築後の建築物等の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

エ 地下に設ける建築物等

増築後の当該建築物等の位置及び規模が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(4) 建築物等の移転については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築物

(ア) 移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、別表(あ)欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては同表の(え)欄に掲げる限度、その他の部分にあっては同表の(お)欄に掲げる限度以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(イ) 移転後の建築物の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 工作物

移転後の工作物の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(5) 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が変更の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(6) 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積(規則で定めるところにより算定した土地の面積をいう。以下この号において同じ。)の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、別表(あ)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表の(か)欄に掲げる限度(森林の区域(市街化区域を除く。))における木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる

土地の面積の土地の開墾その他の土地の形質の変更に係る土地の面積に対する割合については、同表の(あ)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表の(き)欄に掲げる限度)以上であること。ただし、当該宅地の造成等が行われる土地及びその周辺の土地の区域の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

イ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあっては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(ア) 高さが、別表(あ)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表の(く)欄に掲げる限度(地形の状況によりこれによりがたいと認められるときは、市長が別に定める限度)を超えて法を生じる切土又は盛土

(イ) 都市の風致の維持上特に重要な森林として、あらかじめ、市長が指定したものの伐採

エ 1ヘクタール以下の宅地の造成等でウ(ア)に規定する切土又は盛土を伴うものにおいて、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生じる法が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

(7) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

ア 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(8) 木竹の伐採については、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。

ア 第2条第1項第1号及び第3号に掲げる行為をするために必要な最少限度の木竹の伐採

イ 森林の択伐

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐(第6号ウ(イ)の森林に係るものを除く。)で伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの

エ 森林の区域外における木竹の伐採

(9) 土石の類の採取については、採取の方法が、露天掘り(必要な埋めもどし又は植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。)でなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域に

おける風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
2 第2条第1項の許可には、都市の風致の維持上必要な条件を付することができる。この場合において、この条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(地位の承継)

第6条 第2条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。この場合において、相続人その他の一般承継人はその旨を届け出なければならない。

2 第2条第1項の許可を受けた者から当該許可を受けた行為を行う権原を取得した者は、市長の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。

(監督処分)

第7条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命じることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
- (3) 第5条第2項の規定により許可に付せられた条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により第2条第1項の許可を受けた者

(報告又は資料の提出)

第8条 市長は、前条の規定による権限を行うために必要な限度において、第2条第1項各号に掲げられた行為を行った者若しくは行っている者又は当該行為の請負人に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第9条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、第7条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、別表(第5条関係)

	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)
種別		高さ	建ぺい率	道路からの距離	隣接地からの距離	緑地率	森林区域の緑地率	切土又は盛土の高さ
第一種風致地区		8メートル	10分の2	3メートル	1.5メートル	10分の4	10分の6	2メートル

その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第7条の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第12条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項の規定に違反した者
- (2) 第5条第2項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第13条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (2) 第9条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前3条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に奈良県風致地区条例(昭和45年3月奈良県条例第43号)の規定によりなされた許可、処分その他の行為は、施行日以後においては、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 市長は、施行日に風致地区の種別ごとの区域(以下この項において「区域」という。)を定めようとする場合において、その区域が施行日の前日において奈良県風致地区条例第4条第1項の規定に基づき定められていた区域と同一であるときは、第4条第1項の規定にかかわらず、奈良市景観審議会の議を経ることなく区域を定めることができる。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二種風致地区	10メートル	10分の3	2メートル	1メートル	10分の3	10分の5	3メートル
第三種風致地区	10メートル	10分の4	2メートル	1メートル	10分の2	10分の4	4メートル
第四種風致地区	12メートル	10分の4	2メートル	1メートル	10分の2	10分の4	4メートル
第五種風致地区	15メートル	10分の4	2メートル	1メートル	10分の2	10分の4	4メートル

(平成24年12月26日揭示済)

奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第67号

奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第7条第2項、第21条第2項及び第28条第2項の規定に基づき、公共下水道の構造、終末処理場の維持管理並びに都市下水路の構造及び維持管理の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第2条 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第5条までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第3条 排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第5条において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするができる。
- (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第4条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定める

もののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所においては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所においては、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべくます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋)を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第5条 第3条に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
- (2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。第7条第6号において同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。

(適用除外)

第6条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理)

第7条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちた

ときは、速やかにこれを除去すること。

- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講じること。

(都市下水路の構造の技術上の基準)

第8条 第3条、第4条及び第6条の規定は、法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造の技術上の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の技術上の基準)

第9条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理の技術上の基準は、1年に1回以上のしゅんせつを行うこととする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年12月26日揭示済)

奈良市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第68号

奈良市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 堤防(第3条-第15条)
- 第3章 床止め(第16条-第19条)
- 第4章 堰(第20条-第27条)
- 第5章 水門及び樋門(第28条-第35条)
- 第6章 橋(第36条-第41条)
- 第7章 伏せ越し(第42条-第46条)
- 第8章 雑則(第47条-第49条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第100条第1項において準用する法第13条第2項の規定に基づき、河川管理施設又は法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物(以下「許可工作物」という。)のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)において使用する用語の例による。

第2章 堤防

(適用の範囲)

第3条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防について適用する。

(構造の原則)

第4条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

(材質及び構造)

第5条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとする事ができる。

(高さ)

第6条 堤防の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高(以下「堤内地盤高」という。)が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

2 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

(天端幅)

第7条 堤防の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、3メートル以上とするものとする。

(盛土による堤防の法勾配等)

第8条 盛土による堤防(胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。)の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の法面は、芝等によって覆うものとする。

(護岸)

第9条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面に護岸を設けるものとする。(水制)

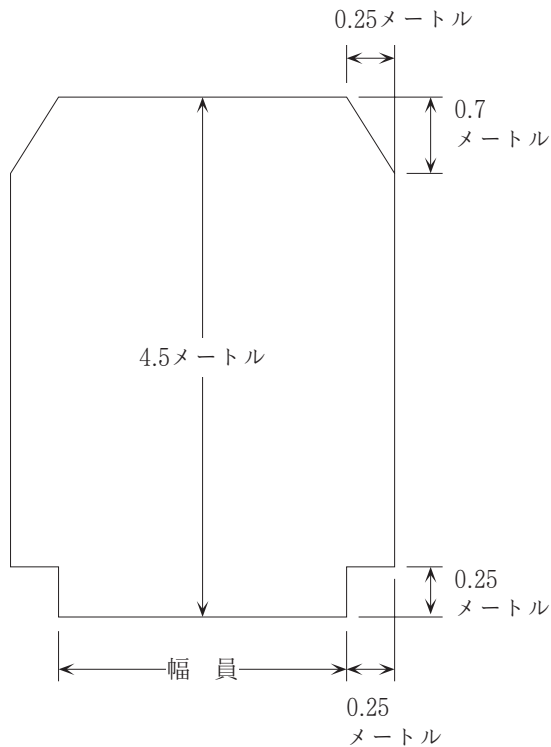
第10条 流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所に水制を設けるものとする。

(管理用通路)

第11条 堤防には、次に定めるところにより、河川の管理のための通路(以下「管理用通路」という。)を設けるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通

路がある場合、堤防の全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものである場合又は堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満の区間である場合においては、この限りでない。

- (1) 幅員は、3メートル以上で堤防の天端幅以下の適切な値とすること。
- (2) 建築限界は、次の図に示すところによること。



(波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置)

第12条 2以上の河川の合流する箇所^の堤防その他の堤防で波浪の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 表法面に護岸又は護岸及び波返工を設けること。
- (2) 前面に消波工を設けること。

2 前項の堤防で越波のおそれがあるものには、同項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 天端及び裏法面をコンクリートその他これに類するもので覆うこと。
- (2) 裏法尻に沿って排水路を設けること。

(背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例)

第13条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生じることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第6条第1項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間^にあっては、この限りでない。

2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さ^と乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、0.6メートルを加えた高さ^とが一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間(以下「背水区間」という。)の堤防の天端幅は、第7条の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間^にあっては、この限りでない。

(天端幅の規定の適用除外等)

第14条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第7条及び第13条第2項の規定は、適用しない。

2 胸壁を有する堤防に関する第7条及び第13条第2項の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

(連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例)

第15条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合には、それぞれの段階における堤防について、計画堤防の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章(第13条及び前条を除く。)の規定を準用する。

第3章 床止め

(構造の原則)

第16条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(護床工)

第17条 床止めを設ける場合において、これを接続する河床の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工を設けるものとする。

(護岸)

第18条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、次に定めるところにより、護岸を設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 床止めに接する河岸又は堤防の護岸は、上流側は床止めの上流端から10メートルの地点又は護床工の上流端から5メートルの地点のうちいずれか上流側の地点から、下流側は水叩きの下流端から15メートルの地点又は護床工の下流端から5メートルの地点のうちいずれか下流側の地点までの区間以上の区間に設けること。

(2) 前号に掲げるもののほか、河岸又は堤防の護岸は、湾曲部であることその他河川の状況等により特に必要と認められる区間に設けること。

(3) 河岸（低水路の河岸を除く。以下この号において同じ。）又は堤防の護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、床止めの設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間においては、河岸又は堤防の高さとすること。

(4) 低水路の河岸の護岸の高さは、低水路の河岸の高さとすること。

（魚道）

第19条 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、次に定めるところにより、魚道を設けるものとする。

(1) 床止めの直上流部及び直下流部における通常予想される水位変動に対して魚類の遡上等に支障のないものとする。

(2) 床止めに接続する河床の状況、魚道の流量、魚道において対象とする魚種等を適切に考慮したものとする。

第4章 堰

（構造の原則）

第20条 堰は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 堰は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（流下断面との関係）

第21条 可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。）以外の部分及び固定堰は、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条において同じ。）内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講じるときは、この限りでない。

（可動堰の可動部のゲートの構造）

第22条 可動堰の可動部のゲート（バルブを含む。以下この章において同じ。）は、確実に開閉し、かつ、必要な水密性及び耐久性を有する構造とするものとする。

2 可動堰の可動部のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

（可動堰の可動部のゲートの高さ）

第23条 可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上で、当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障が

ないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。

2 可動堰の可動部の起伏式ゲートの倒伏時における上端の高さは、可動堰の基礎部（床版を含む。）の高さ以下とするものとする。

（可動堰の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例）

第24条 背水区間における可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支障がないと認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

(1) 当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、0.6メートルを加えた高さ

(2) 計画高水位

2 地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前条第1項及び前項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

（管理施設）

第25条 可動堰には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

（護床工等）

第26条 第17条から第19条までの規定は、堰を設ける場合について準用する。

（洪水を分流させる堰に関する特例）

第27条 第21条及び第23条の規定は、洪水を分流させる堰については、適用しない。

第5章 水門及び樋門

（構造の原則）

第28条 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（構造）

第29条 水門及び樋門（ゲート及び管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

（断面形）

第30条 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

(河川を横断して設ける水門)

第31条 第21条の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、第21条中「可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。）以外の部分及び固定堰」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分」と読み替えるものとする。

2 河川を横断して設ける樋門で2門以上のゲートを有するものの内法幅は、5メートル以上とするものとする。ただし、内法幅が内法高の2倍以上となるときは、この限りでない。

(ゲート等の構造)

第32条 水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

2 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第33条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さを下回らないものとする。

2 第23条第1項の規定は、河川を横断して設ける水門（流水を分流させる水門を除く。）のカーテンウォール及びゲートの高さについて、第24条の規定は、河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さについて準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」と読み替えるものとする。

(管理施設等)

第34条 第25条の規定は、水門及び樋門について準用する。

2 水門は、次に定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

(1) 管理橋の幅員は、水門に接続する管理用通路の幅員を考慮した適切な値とすること。

(2) 管理橋の設計自動車荷重は、20トンとすること。ただし、管理橋の幅員が3メートル未満の場合は、この限りでない。

(護床工等)

第35条 第17条及び第18条の規定は、水門及び樋門を設ける場合について準用する。

第 6 章 橋

(河川区域内に設ける橋台の構造の原則)

第36条 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(橋台)

第37条 堤防に設ける橋台は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。

2 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講じるときは、この限りでない。

3 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

(桁下高等)

第38条 第23条第1項及び第24条の規定は、橋の桁下高について準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「橋の桁下高」と読み替えるものとする。

2 橋面（路面及び地覆その他流水又は波浪が橋を通じて河川外に流出することを防止するための措置を講じた部分をいう。）の高さは、背水区間において、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

(護岸等)

第39条 第17条及び第18条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

(管理用通路の構造の保全)

第40条 橋（取付部を含む。）は、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

2 管理用通路の構造に支障を及ぼさない橋（取付部を含む。）の構造は、管理用通路（管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画されている管理用通路）の構造を考慮して適切な構造の取付通路その他必要な施設を設けた構造とする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

(適用除外)

第41条 第37条第1項及び第2項並びに第38条の規定は、遊水地その他これに類するものの区域（橋の設置地点を含む一連区間における計画高水位の勾配、川幅その他河川の状況等により治水上の支障があると認められる区域を除く。）内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さ

いものとして、低水路に設ける橋で可動式とする等の特別の措置を講じたものについては、適用しない。

2 この章（第38条及び前条を除く。）の規定は、堰又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門に附属して設けられる橋については、適用しない。

第7章 伏せ越し

（適用の範囲）

第42条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

（構造の原則）

第43条 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

（構造）

第44条 堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあっては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第29条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。
（ゲート等）

第45条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 前項のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

3 第25条の規定は、伏せ越しについて準用する。
（深さ）

第46条 伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）の表面から、堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。）の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ2メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状態その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第8章 雑則

（適用除外）

第47条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

(1) 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間

の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等

(2) 臨時に設けられる河川管理施設等

(3) 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等

(4) 特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第2章から第7章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

（計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例）

第48条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあっては、法第26条の許可。以下この条において同じ。）があった後における計画高水流量、計画横断形又は計画高水位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

（小河川の特例）

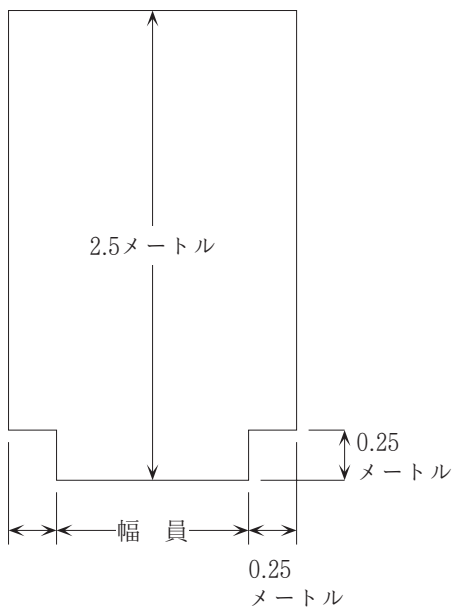
第49条 計画高水流量が1秒間につき100立方メートル未満の小河川に設ける河川管理施設等については、河川管理上の支障があると認められる場合を除き、次に定めるところによることができる。

(1) 堤防の天端幅は、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。

計画高水流量 （単位 1秒間につき立方メートル）	天端幅 （単位 メートル）
50未満	2
50以上100未満	2.5

(2) 堤防の高さは、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量が1秒間につき50立方メートル未満であり、かつ、堤防の天端幅が2.5メートル以上である場合は、計画高水位に0.3メートルを加えた値以上とすること。

(3) 堤防に設ける管理用通路は、川幅が10メートル未満である区間においては、幅員は2.5メートル以上とし、建築限界は、次の図に示すところによること。



(4) 伏せ越しについては、第46条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」と読み替えて同条の規定を適用すること。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(平成24年12月26日揭示済)

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第69号

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この項、第4項、第22条第1項、第38条第1項」を「規則で定める親族に限る。以下この条」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合
214,000円

(ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度の精神障害者であること。

(イ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が(ア)に規定する精神障害の程度に相当する程度の知的障害者であること。

(ウ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が前号イ(ア)、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当する者であること。

(エ) その者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居

し、又は同居しようとする親族のいずれかが60歳以上又は18歳未満の者であること。

(オ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

第6条第1項第2号イ中「令第6条第5項第2号で定める金額」を「214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3号で定める金額」を「158,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、市営住宅、改良住宅（奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）第2条に規定する改良住宅をいう。）及びコミュニティ住宅（奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）第3条に規定するコミュニティ住宅をいう。）（以下「市営住宅等」という。）に過去に入居又は同居していた場合にあつては、次のいずれにも該当すること。

ア 当該市営住宅等に係る家賃等の滞納がないこと。

イ 第38条第1項各号（第2号及び第9号を除く。）に該当したことがないこと。

(7) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、市営住宅等を不法に占有したことがないこと。

第6条第2項中「母子家庭向き」を「母子世帯向け」に、「第5号」を「第7号」に改め、同条第3項中「高齢者向き」を「高齢者向け」に改め、同項第3号中「第5号」を「第7号」に改め、同条第4項中「心身障害者向き」を「心身障害者向け」に改め、同項第2号中「入居者又は」を「その者又は現に」に改め、同項第3号中「第5号」を「第7号」に改め、同条第5項第1号エ中「障害者（令第6条第1項第2号から第4号までに掲げる者又は同条第4項第1号に規定する程度の障害がある）」を「障害者等（第1項第1号イ、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当する）」に、「世帯、障害者」を「世帯、障害者等」に、「又は障害者」を「又は障害者等」に改め、同項第2号中「第5号」を「第7号」に改め、同条第6項中「多子世帯向き」を「多子世帯向け」に改め、同項第2号中「第5号」を「第7号」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 前各項に定めるもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、入居者資格について制限を加えることができる。

第7条第1項中「第6項」を「第7項」に改め、同条第3項中「除く。」の次に「及び同条第7項」を加える。

第9条第1項中「抽せん」を「抽選」に改める。

第10条に見出しとして「（入居者資格の審査）」を付し、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により審査をする場合において必要があると認めるときは、市長が指定する職員に、当該

入居の申込みをした者に面接させ、必要な事項について調査させることができる。

第22条第1項中「親族」の次に「(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第38条第1項において同じ。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしてはならない。ただし、第2号又は第3号に掲げる場合において、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居した際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 入居者が同居させようとする者が暴力団員であるとき。
- (2) 当該承認による同居の後における当該入居者の収入が第6条第1項第2号に掲げる金額を超えるとき。
- (3) その他規則で定めるとき。

第23条第3項を次のように改める。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしてはならない。ただし、第2号又は第3号に掲げる場合において、入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該同居していた者を引き続き当該市営住宅に入居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該承認を受けようとする者又はその者と現に同居している者が暴力団員であるとき。
- (2) 当該承認を受けようとする者の当該承認の後における収入が令第9条第1項に規定する金額を超えるとき。
- (3) その他規則で定めるとき。

第30条第3項中「及び第6項」を削る。

第33条第1項中「若しくは金銭」を削る。

第34条に次の1項を加える。

4 第17条第5項の規定は、前項の金銭について準用する。
第38条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第17条第5項の規定は、前2項の金銭について準用する。

第47条中「第25条まで」を「第21条まで、第22条(第2項第2号及び第3号を除く。)、第23条(第3項第2号及び第3号を除く。)、第24条、第25条」に改め、「若しくは金銭」を削る。

別表の1の表第16号市営住宅の項を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成18年4月1日前に市営住宅の入居者が50歳以上である者であり、かつ、同居者のいずれもが平成18年4月1日前に50歳以上又は18歳未満の者である場合における

奈良市営住宅条例第6条第1項第2号に規定する収入の基準については、この条例による改正後の奈良市営住宅条例第6条第1項第2号ア(イ)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平成24年12月26日揭示済)

奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第70号

奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例

奈良市改良住宅条例(昭和47年奈良市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第25条まで」を「第21条まで、第22条(第2項第2号を除く。)、第23条(第3項第2号を除く。)、第24条、第25条」に改め、同項ただし書中「第22条第2項」を「第22条第2項第1号」に、「第23条第3項」を「第23条第3項第1号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はイ」と、「ア 次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する場合 214,000円」とあるのは「ア 次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する場合 139,000円」と、

「イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅にと居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円) ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円」とあるのは「イ アに掲げる場合以外の場合 114,000円」と、市営住宅条例第48条第1項中「法第33条第1項」とあるのは「住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第29条第1項において準用する法第33条第1項」と読み替えるものとする。

第5条第4項中「公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)による改正後の令第6条第4項で定める」を「市営住宅条例第6条第1項第2号アに掲げる」に改める。

第5条第4項中「公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)による改正後の令第6条第4項で定める」を「市営住宅条例第6条第1項第2号アに掲げる」に改める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年12月26日揭示済)

奈良市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第71号

奈良市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例
奈良市コミュニティ住宅条例(平成4年奈良市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第25条まで」を「第21条まで、第22条(第2項第2号を除く。)、第23条(第3項第2号を除く。)、第24条、第25条」に改め、同項ただし書中「第22条第2項」を「第22条第2項第1号」に、「第23条第3項」を「第23条第3項第1号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はイ」と、「ア 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合 214,000円」とあるのは「ア 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合 139,000円」と、

「イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

あるのは「イ アに掲げる場合以外の場合 114,000円」と、市営住宅条例第48条第1項中「法第33条第1項の規定に基づき、市営住宅」とあるのは「コミュニティ住宅」と読み替えるものとする。

第6条第4項中「公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)による改正後の令第6条第4項で定める」を「市営住宅条例第6条第1項第2号アに掲げる」に改める。

第7条第1号中「(市営住宅条例第6条第1項第1号に規定する親族を含む。)」を「又は同居者」に改める。

第13条第2項中「(市営住宅条例第6条第1項第1号に規定する親族を含む。)の収入」を「の収入(入居者及び同居者の収入の合計額をいう。)」に改める。

第15条、第17条第3号、第18条第2号及び第19条第4号中「き損し」を「毀損し」に改める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年12月26日揭示済)

奈良市営住宅等整備基準条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第72号

奈良市営住宅等整備基準条例

目次

第1章 総則(第1条-第5条)

第2章 敷地の基準(第6条・第7条)

第3章 市営住宅等の基準

第1節 市営住宅の基準(第8条-第13条)

第2節 共同施設の基準(第14条-第17条)

第4章 雑則(第18条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第5条第1項及び第2項の規定に基づき、市営住宅及び共同施設(以下「市営住宅等」という。)の整備に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設をいう。

(2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第1条に規定する施設をいう。

(健全な地域社会の形成)

第3条 市営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第4条 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第5条 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

第2章 敷地の基準

(位置の選定)

第6条 市営住宅等の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購置その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第7条 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

第3章 市営住宅等の基準

第1節 市営住宅の基準

(住棟等の基準)

第8条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第9条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第10条 市営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備（長屋住宅のアンテナ及びブースター等を除く。）及び電話配管が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第11条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第12条 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第13条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

第2節 共同施設の基準

(児童遊園)

第14条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第15条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第16条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第17条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、市営住宅等の整備に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年12月26日揭示済)

奈良市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第73号

奈良市都市公園条例の一部を改正する条例

奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の章名を付する。

第1章の2 都市公園及び公園施設の設置基準

第2条を次のように改める。

(市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第2条 本市の区域内の都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

2 本市の市街地の都市公園の当該市街地の市民1人当た

りの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

第1章の2中第2条の次に次の2条を加える。

(都市公園の配置及び規模の技術的基準)

第2条の2 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて本市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の3 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。

2 都市公園に都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の

10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 都市公園に前項の休養施設又は教養施設である建築物のうち次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物

(2) 景観法(平成16年法律第110号)の規定により景観重要建造物として指定された建築物

(3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

4 都市公園に屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

5 都市公園に仮設公園施設(3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3項に規定する建築物を除く。)を設ける場合においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年12月26日揭示済)

奈良市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第74号

奈良市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づき、市が管理する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法第2条に定め

るところによる。

(園路及び広場)

第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(3) 階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場

合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場合には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 次条から第11条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

(屋根付広場)

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、第4条第1号の基準に適合するものであること。

(2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦段勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。

(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂につい

て準用する。

(駐車場)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は、350センチメートル以上とすること。

(2) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

(便所)

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。

(3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第9条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

第10条 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第8条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(揭示板及び標識)

第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する揭示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 当該揭示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第13条 第3条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第3条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設)

第14条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

附 則

この条例は、平成25年 4月 1日から施行する。
(平成24年12月26日揭示済)

奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第75号

奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
(目的)

第 1 条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第 3 項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めることを目的とする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第 2 条 法第12条第 1 項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第 3 条第 8 項に規定する水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第 3 条 法第12条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第 1 号又は第 2 号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは

水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号の卒業生にあっては 1 年以上、第 2 号の卒業生にあっては 2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第 1 号中「2 年以上」とあるのは「1 年以上」と、同項第 2 号中「3 年以上」とあるのは「1 年 6 箇月以上」と、同項第 3 号中「5 年以上」とあるのは「2 年 6 箇月以上」と、同項第 4 号中「7 年以上」とあるのは「3 年 6 箇月以上」と、同項第 5 号中「10 年以上」とあるのは「5 年以上」と、同項第 6 号中「第 1 号の卒業生にあっては 1 年以上」とあるのは「第 1 号の卒業生にあっては 6 箇月以上」と、「2 年以上」とあるのは「1 年以上」と、同項第 7 号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の 2 分の 1 以上」と、同項第 8 号中「1 年以上」とあるのは「6 箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第 4 条 法第19条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同項第 3 号に規定する学校を卒業した者については 6 年以上、同項第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第 1 号に規定する学校を卒業した者については 5 年以上、同項第 3 号に規定する学校を卒業した者については 7 年以上、同項第 4 号に

規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

2 簡易水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年12月26日揭示済)

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第76号

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条第3項中「(常任委員の任期)」を削り、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

第23条第2項及び第25条第1項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に改める。

第26条第2項中「前項」を「公述人」に、「聞こうとする」を「聴こうとする」に改める。

第29条第2項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に

改め、同条第3項を次のように改める。

3 前2項に定めるもののほか、参考人については、前3条の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(平成24年12月26日揭示済)

奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第77号

奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例

奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び固定資産評価審査委員会」を「固定資産評価審査委員会及び議会」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年12月26日揭示済)

奈良市実費弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第78号

奈良市実費弁償条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市実費弁償条例（昭和23年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の3第3項及び第100条第1項後段の規定により出頭した者、同法第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第2項の規定により出頭した者、同法第199条第8項の規定により出頭した者並びに同法第109条第5項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第1項の規定による公聴会に参加した者

第2条 奈良市実費弁償条例の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項」及び「第109条第5項、第109条の2第5項、第110条第5項」を「第109条第5項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成25年3月1日から施行する。

(平成24年12月26日揭示済)

規 則

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第73号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則
給料等の支給に関する規則（昭和41年奈良市規則第5号）
の一部を次のように改正する。

第19条第2項に次のただし書を加える。

ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日における勤務については、当該各号に定める割合を100分の150とする。

第20条第1項中「100分の135」の次に「(勤務を命ぜられた日が12月29日から翌年の1月3日までの日である場合は、100分の150)」を加える。

第23条の6の前の見出し及び同条を削り、第23条の7を第23条の6とし、同条に見出しとして「(管理職員特別勤務手当の支給)」を付する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成24年12月21日揭示済)

奈良市温泉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第74号

奈良市温泉施設条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市温泉施設条例施行規則（平成17年奈良市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までを次のように改める。

(入場券等)

第2条 条例第5条第1項の規定に基づき利用料金を支払った者に、入場券（別記第1号様式）又は回数券（別記第2号様式）を交付する。

第3条から第5条まで 削除

第6条中「き損し」を「毀損し」に改める。

附則の次に次の2様式を加える。

別記

第1号様式（第2条関係）

No.
(区 分)
¥
梅の郷月ヶ瀬温泉

(注)「区分」は、条例の別表に規定する区分を記載する。

第2号様式（第2条関係）

No.
(大人・小人の別)
【回数券】
梅の郷月ヶ瀬温泉
No.

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成24年12月26日揭示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第75号

奈良市会計規則の一部を改正する規則
奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1月ヶ瀬行政センター地域振興課の項中「課長補佐、地域振興係長及び係員並びに業務係長及び係員」を「課長を除く課員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成24年12月26日揭示済)

奈良市公営住宅入居者選考委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第76号

奈良市公営住宅入居者選考委員会規則を廃止する規則
奈良市公営住宅入居者選考委員会規則（昭和28年奈良市規則第18号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(平成24年12月26日揭示済)

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第77号

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則
奈良市中小企業資金融資規則（昭和39年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この規則は、市内で事業を行う中小企業者に対し金融支援を行うことにより、中小企業の発展及び本市の経済振興に資することを目的とする。

第3条を次のように改める。

(資金の種類)

第3条 この規則に基づく資金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業設備資金
- (2) 事業運転資金
- (3) 無担保無保証人小口事業資金

(4) 短期事業資金
 (5) 小規模企業小口事業資金
 (6) 創業支援資金
 第5条第1項第2号を次のように改める。
 (2) 次のいずれかに該当すること。
 ア 市内に居住（法人にあつては、主たる事業所が所在。次項第2号、第3項第2号及び第4項第2号において同じ。）していること。
 イ 市内に事業所を有していること。
 ウ 市内で事業を行う具体的計画を有していること。
 第5条第2項第2号を次のように改める。
 (2) 次のいずれかに該当すること。
 ア 市内に居住していること。
 イ 市内に事業所を有していること。
 ウ 市内で事業を行う具体的計画を有していること。
 第5条第2項第3号を削り、同項第4号中「市民税の所得割又は法人税割を含む」を削り、同号を同項第3号とする。
 第5条第3項第2号を次のように改める。
 (2) 次のいずれかに該当すること。
 ア 市内に居住していること。
 イ 市内に事業所を有していること。
 ウ 市内で事業を行う具体的計画を有していること。
 第5条に次の1項を加える。
 4 創業支援資金の融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。
 (1) 信用保証協会の創業関連保証制度の信用保証を受けることができる者であること。
 (2) 次のいずれかに該当すること。
 ア 市内に居住していること。
 イ 市内に事業所を有していること。
 ウ 市内で事業を行う具体的計画を有していること。
 (3) 市税を完納していること。
 第6条第1号に次のように加える。
 カ 創業支援資金 1,000万円以内
 第6条第2号に次のように加える。
 カ 創業支援資金
 (ア) 設備資金 6月以内の据置期間を含み5年以内
 (イ) 運転資金 6月以内の据置期間を含み4年以内
 第6条第5号を削る。
 附 則
 (施行期日)
 1 この規則は、平成25年1月15日から施行する。
 (経過措置)
 2 この規則による改正後の奈良市中小企業資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る分から適用する。
 (平成24年12月26日揭示済)

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第78号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年奈良市条例第46号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成25年1月5日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成24年12月26日揭示済)